



International Swaps and Derivatives Association, Inc.
Shiroyama Trust Tower, 31st Floor
4-3-1 Toranomom
Minato-ku, Tokyo 105-6031
Japan
Telephone: 81 (3) 5733 5000
Facsimile: 81 (3) 5733 5501
email: isdajp@isda.org
website: www.isda.org

平成 20 年 8 月 19 日

経済産業省 産業技術環境局 京都メカニズム推進室 御中

京都クレジットの流通円滑化のための更なる基盤整備に向けて ー最終報告ーに関するコメント

ISDA 日本排出量取引作業部会

International Swaps and Derivatives Association, Inc. (ISDA) は、1985年にニューヨークにて設立された店頭デリバティブ市場の主要参加者により構成される全世界的な業界団体です。主として、金利スワップ、通貨スワップ、商品スワップ、さらにクレジット・デリバティブ、天候デリバティブ等の取引を対象とした契約書の発展と維持、取引の効率的締結のための市場慣行の促進、及び健全なリスク管理体制の発展等を目的として活動を続けております。会員数は2008年7月末現在、56カ国850社を超え、本邦においても39社が登録されており、その構成者は店頭デリバティブに携わる各国の主要金融機関、サービスプロバイダー、法律事務所、会計事務所、事業法人・投資家等のエンド・ユーザーなどとなっております。

ISDAはその活動の一環として、欧州における排出量取引スキーム(EU-ETS)を対象とした標準契約書を2004年7月、北米で取引される州レベルの排出枠等を対象とした標準契約書を2006年12月に公表し、現在京都クレジット(CER、ERU)を対象とした標準契約書作成の検討を始めたところです。わが国におきましても、本年5月に排出量取引に関心の高い金融機関メンバーを中心にワーキンググループを新生し、契約書を含めた日本における排出量OTC取引市場創設について議論を行っております。

先般ご公表された京都クレジットの流通円滑化のための更なる基盤整備に向けた最終報告は、今後のデリバティブ取引を含む排出量取引市場の健全な発展に向けた論点となるところは網羅していただいていると思われ、ご対応の方向性に違和感はありませんが、以下の点につき申し述べさせていただきます。存じます。

1. 割当量口座簿制度における課題と対応

- ◆ 課題1の外国法人の参入についてはご検討いただいていると思いますが、ISDAメンバーにも具体的に参入を検討している外国法人は多く、取引ニーズは十分にあると思われます。現在内国法人に限定されている口座開設の外国法人への開放を要望いたします。
- ◆ 課題2の政府管理口座への移転等を「確認する書面」の直接入手する点については、システム面等の課題があることは十分認識するものの、流通円滑化という観点からは、極力、早期の対応をお願いいたします。
- ◆ 課題3の確定日決済とクレジット移転と決済の同時履行性の確保について、上述と同様システム面等の課題があるものの、決済リスク管理等の観点からも対応が必須と考えます。また、日数についても、他国の市場と比較した場合非常に長い処理期間となっており、今後国際的な取引が増加した場合を考えた場合、取引標準化の観点から、円滑な取引拡大のためには3日程度への短縮化の検討をお願いいたします。

2. 税務上の課題と対応

- ◆ 課題6：税務上の損金算入時期の明確化
事業者が政府管理口座に移転した時点が、損金算入の時期であることを明確化していただくよう要望いたします。事業者は、政府管理口座移管後の処理状況は把握できない以上、政府管理口座移管時点が損金算入のタイミングとするしかないと思われれます。税務上の取り扱いの明確化は、取引円滑化のために必須と思われるため、是非、早期に明確化をお願いしたく存じます。
- ◆ 課題7：消費税の課税について
京都クレジットは消費税法上、非課税扱いとすることを検討して頂くよう要望します。事業者から見ると、京都クレジットを購入することは、排出枠を消費するという捉え方をしているところと、一種の環境税を支払うという捉え方があると思います。実態としては、後者の意味合いが強いものであるため、京都クレジットに消費税を課すことは、いわゆる二重課税となってしまう懸念があります。また、今後更に税率が引き上げられた場合、京都クレジットの流通を図る観点からは大きな阻害要因となってしまう懸念があると思われれます。

3. 金融商品取引法と京都クレジットの関係

- ◆ 取引当事者の保護の観点も重要ながら、地球温暖化対策の一環として、京都クレジットの円滑な流通を促進させるという観点からは、当面、市場の育成を図ることを鑑み、過度の規制を課さないという最終報告案の方向性の対応で異存ありません。

以上